

パブリックコメント 提出意見と回答 (6/28 ホームページ公開)

令和元年 7 月 10 日
定住促進課都市計画係

鳥栖基山都市計画地区計画（黒谷地区）の原案に関するパブリックコメント 提出意見とその回答

番号	提出方法	提出日	意見	基山町の回答
1	直接持参	令和元年6月4日	計画では、現在の水路を埋めて西側の道路沿いに付替えるようになっているが、水路を埋めてしまえば水位が減少するので別に水路を確保してください。	開発による周辺環境への影響を最小限に抑えるため、今後、水路からの排出水量等の調査を行い事業を進めていくよう指導いたします。
			【意見の概要】 地区計画内の雨水以外の排水、施設排水は排水処理を行い、排水時、排水基準の管理を常時監視し、町の下水道設備へ排水することが下流域の農業維持のため必須であると考ええる。（施設排水の用悪水路流入は容認できない。） 【意見】 地区計画に設定される施設の排水計画がよくわからない。今回計画される施設は運送・保管に使用されるパレットの企業との話があり、事業内容はパレットの貸出・回収等を主業務との情報がある。 付近は農業用の用悪水路しかない。施設内の排水は適切に排水処理施設を設置し処理を行い、排水基準を常時監視する必要がある。 なぜなら、パレットの貸出業務では、貸出先が不特定多数であり、戻ってきたパレットを洗浄して再貸出しする、一種のリサイクル事業であり、貸出先の利用によっては、薬剤、油脂、その他多種多様の不純物のついたパレットの洗浄作業が実施され、それによる汚水が発生すると予想される。 その排水の処理が不明、地区計画図には排水処理施設の記載がない。 洗浄排水等が適正処理管理され下水道に流し、農業用の用悪水路に流すことがないように計画することが必須と考える。 万が一、他企業が入ることになっても、施設内排水は下水道への排水計画が必要である。 (1)	(1) への回答 進出予定企業からは、貸出で戻ってきたパレット等を洗浄する作業及び排水処理は物流センター内で行い、排水処理は環境ISO14000に沿って、農業用水として使用するための基準を満たすものにする計画であると報告を受けています。 そのため、現計画では物流センターからの排水は用悪水路に接続し、用悪水路と同じ経路で河川に放流する計画です。 計画地は下水道の整備計画予定区域ではございませんので、排水処理施設内で十分に排水処理を行うよう指導を徹底いたします。

鳥栖基山都市計画地区計画（黒谷地区）の原案に関するパブリックコメント 提出意見とその回答

番号	提出方法	提出日	意見	基山町の回答
2	直接持参	令和元年6月14日	一般的な地区計画では ①地区計画の区域の位置及びその規模等が農林水産業の振興を図るうえで支障とならないよう配慮された区域であること。 ②道路、上下水道などの社会基盤施設が整備され又は整備されることが確実に見込まれる区域であること。とある。 地区計画の下流部は農地があり、万が一にも農地に支障がないようにし、地区内の排水は下水道の整備を行う必要があると考える。 今年は渇水で、現在、田植えをするのに水の確保が困難で、近傍及び下流域では、田んぼ1枚を代掻きするのに時間がかかり、日に1枚しか出来ない水量状態であり、これに地区計画内の設備排水が用悪水路に流されれば、田んぼの信頼性は崩壊する。 この件は重要な案件であり、対策を真剣にご検討いただきたい。	
			【意見】 地区計画の近傍及び下流の農業用水の確実な確保と、地区計画内の雨水が流れ込む用悪水路の管理対応について ①計画平面図に現在活用中の農業用水路が記載されておらず、農業用水の確保が保障されていない。農地の貴重な水源であり、確実な水の確保が必要である。 ②地区計画部から農業用水路が3経路あるが、2経路しか表示されていない。実際は下流の農地へのみず道（農業用水路）が存在するが、表示されておらず、3経路ないと農地への農業用水の確保が出来ない。 供給計画を明確にすべきであり、一部農業用水路は地区計画内の地下部を通ることとなるが、今後の管理対応を含めどうされるのか、明示してほしい。	（2）－①②への回答 ご指摘のあった水路について、現地立会調査を行った結果、3経路確認できましたので現況平面図の修正を行うとともに、現存する水路を流れている水については、付替え後の用悪水路に流入させ、現在の水量を確保するよう指導いたします。 付替え後の用悪水路は、計画区域内は地上を通り、計画区域を出るときに既存の排水路に接続し、県道17号線の下を横切る予定です。

鳥栖基山都市計画地区計画（黒谷地区）の原案に関するパブリックコメント 提出意見とその回答

番号	提出方法	提出日	意見	基山町の回答
			(2) ③近傍の用悪水路は水利組合が無く（機能を果たしておらず）、さらに町の担当者に雑草伐採や堆積土撤去を依頼しても実施されず、昨年の水害時は用悪水路を土砂がせき止め、田んぼが冠水し、田んぼに土砂が入ったにも関わらず、用悪水路の土砂撤去作業は実施されず、一部個人で実施した経緯がある。地区計画の上流部には、土石流警戒区域があり、昨年の大雨時には地区計画近傍の上流を含め多数で土砂崩れが発生し、地区計画内の用悪水路に大量の土砂が流入した。今後も同じことが考えられるが、この水路内の堆積物の撤去等の管理は誰が行うのか。用悪水路の管理者である町として、管理対応をはっきりする必要がある。 ④地区近傍及び下流部の用悪水路を活用している農業用地への水確保を明確にすべきである。また、下流域の用悪水路の管理がされていないため、河川からの溢れにより農業被害がほとんど毎年発生している。町の対応が見えない。（6/14現在） ⑤地区計画区域に農用地が含まれる場合は、農業委員会等と事前協議を行い、農地転用許可の事前審査を完了しているのか？公開された委員会議事録からは見えない（見落としか？）が、具体的検討内容は？	(2)－③④への回答 用悪水路の管理については、一般的にはその水路の受益者が管理をしていただいております。本地区計画区域については、ご指摘のとおり水利組合が存在せず、現状としては維持管理がなされていない状況です。今後は地区計画区域内の用悪水路については進出予定企業、地区計画区域外の既存用悪水路についてはこの水路の受益者で維持管理をしていただくよう町として指導いたします。 (2)－⑤への回答 当該地の農地転用手続きは、地区計画決定後、開発許可申請に併せて行う予定です。
			【意見】 地区計画の調整池の基準及び管理について 計画平面図によると調整池が記載されているが、設置の基準の考え方と設置後の管理について明確にしたい。	

鳥栖基山都市計画地区計画（黒谷地区）の原案に関するパブリックコメント 提出意見とその回答

番号	提出方法	提出日	意見	基山町の回答
			(3) 【確認項目】 ①調整池の洪水調節方式は、人工操作によらない自然放流方式か？ ②開発による河川の流域界の変更はないか？ ③調整池を農業用ため池等との活用はないものとし、水だまりをなくし、蚊など害虫等の発生がないものになるのか？ ④計画堆積量、計画年数はどうなっているのか？ ⑤維持管理の方法は具体的にどうなるのか？ ⑥管理者は誰になるのか？十分な維持管理は実施できるのか？ ⑦巡視基準や具体的な管理は？たとえば堤体の破損、堤体の排水不良、貯水池法面の崩壊、放流施設の堆積、貯水池内の異状堆積、ゴミ等はどうされるのか？ ⑧堤体の草刈りは？誰が？間隔は？ ⑨出水時等の監視体制は？ 【その他（調整池を安全に管理するための確認）】 ⑩幼児等の事故防止のため、調整池の周囲には、侵入防止のため外周柵を安全管理上必要な高さを有するものが設置されるのか？ ⑪調整池の監視範囲に、堆積土砂と洪水時の水位を監視するための水位標識を設置されるのか？ ⑫調整池の管理者名、連絡先、その他必要な事項を見やすい位置に掲示するのか？ ⑬柵、門扉、注意看板は耐久性のある材料とし、危険な場所には特に堅固なものを設置するのか？ ⑭調整池の法面に沿って堆積土砂の搬出路を設けるのか？ ⑮堆積容量の計画堆積量$\text{m}^3/\text{ha}/\text{年}$は？ ⑯最大放出量、洪水調整容量、侵入斜路は？	(3) への回答 調整池の設置については、佐賀県県土づくり本部河川砂防課の「大規模開発における調整池の設置基準（案）（平成24年4月）」により、開発面積が1ha以上の開発行為について、雨水を一時貯留する調整池を設けることが義務付けられています。 計画地の調整池は、物流センターからの排水も併せて流入する予定ですので、県の設置基準に物流センターからの排水予定水量も併せたところで数量計算を行い、見合った大きさのものを設置するよう、県都市計画課、河川砂防課と協議しながら進出予定企業に指導いたします。 なお、調整池設置後の維持管理については、設置者である進出企業が行う予定です。